

## 出金サービスに関する利用規約

### 1. 出金サービス

- (1) お客様は、本規約の定めるところに従い、証券口座にお預けの現金をあらかじめご登録いただいた金融機関に出金する旨の指示をインターネット経由で行うことができます。
- (2) 出金サービスには、翌営業日以降の期日を指定して行うもの（以下「翌営業日以降の出金」といいます。）と、出金指示と同時に出金が行われるもの（以下「即時出金サービス」といいます。）の2種類があります。
- (3) 即時出金サービスのうち、MATSUI Bank 出金サービスについては「MATSUI Bank 出金規約」の定めによるものとします。また、本規約に定めのないものについては、法令諸規則および松井証券取引規程、信用取引規程、先物取引規程、オプション取引規程、FX 取引規程、法人口座取引規程、提携金融機関の定める規約・規程等によるものとします。

### 2. 利用料金

#### 【料金表】

サービス対象	1回あたりの利用料金
翌営業日以降の出金	無料
即時出金サービス	300 円(税込 330 円)

即時出金サービス利用時には、利用料金を利用時に証券口座から引き落とします。

### 3. 利用時間、利用可能な金融機関、出金限度額および最低利用金額、利用限度回数

利用時間、利用可能な金融機関、出金限度額および最低利用金額、1日の利用限度回数は取引ルールで定めます。

### 4. 出金先金融機関の名義

ご利用にあたってはあらかじめ出金先金融機関をご登録いただくものとします。出金先金融機関の名義は証券口座名義と同一のものに限ります。

### 5. 取消

#### 【翌営業日以降の出金】

一度依頼した出金の取消を行う場合は当社所定の期限までに行うものとします。

#### 【即時出金サービス】

一度依頼した出金の取消はできません。

## 6. サービスの利用にあたって

### 【翌営業日以降の出金】

- (1) 信用取引、先物・オプション取引、および FX 口座の口座状況により、出金依頼額が減額・取消となる場合があります。
- (2) 法人のお客様は「株式会社」「有限会社」等の部分が、証券口座名義と出金先金融機関口座名義で異なる場合、送金できない場合があります。

### 【即時出金サービス】

- (1) お客様がご利用の金融機関によっては即時出金を利用できない場合があります。
- (2) サービスのご利用状況により、振込処理に時間がかかる場合があります。
- (3) 受付時間終了間際に依頼が集中した場合には、当日中の出金ができない場合があります。
- (4) お客様の出金先金融機関口座への着金のタイミングは、各金融機関での処理に影響を受けます。出金指示と同時の着金を保証するものではありません。
- (5) 「ネットリンク入金サービス」および「らくらく振替入金サービス」により入金された現金は、同日中に「即時出金サービス」により出金することはできません。
- (6) 法人のお客様について、「株式会社」「有限会社」等の名称が、証券口座名義と出金先金融機関口座名義で異なる場合、送金できない場合があります。

### 【未成年口座】

- (1) 未成年口座からの出金は、口座名義人の法定代理人である親権者からのみ受け付けます。
- (2) 未成年口座から出金した現金は、口座名義人本人に帰属します。未成年口座から出金した現金を口座名義人以外が費消等した場合には、事実関係に基づき、贈与税等の課税上の問題が生じ得ます。
- (3) ジュニア NISA 口座を開設している場合、同口座での運用を行った資金の出金を依頼した親権者は、当該資金を口座名義人本人のために使うことを当社に約したものとします。

## 7. 免責事項

- (1) 当社は次に掲げるいずれかに該当する場合、お客様に通知することなくサービスの提供を停止することができるものとします。
  - a 提携先金融機関がサービスの受付を停止した場合
  - b お客様サイト等の余力表示等に異常が生じた場合

- c 当社、業務委託先または提携先金融機関等にシステム障害が生じた場合
  - d その他、やむを得ない事由により当社が必要と認める場合
- (2) サービスの提供を停止したことにより生じたお客様の損害については、当社は一切その責を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失がある場合にはその限りではありません。

以上

2023年10月